

桜川市国土強靱化地域計画

令和2年3月

令和6年4月改訂

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 桜川市における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 本市の概況と災害の記録・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本市における国土強靱化の基本目標・・・・・・・・ 5
- 3 計画の対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項・・・・・・・・ 7

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態
（リスクシナリオ）」の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）・・・・・・・・ 11
- 4 脆弱性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 本市における国土強靱化の推進方針

- 1 個別施策分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 横断的分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第5章 計画推進と不断の見直し

- 1 市の他の計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 計画の推進期間及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 施策の推進と重点化・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 個別施策事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 桜川市国土強靱化地域計画に係る数値目標一覧・・・・・・・・ 31

別紙1 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果・・・・・・・・ 32

別紙2 施策分野別 脆弱性評価結果・・・・・・・・ 71

第1章 計画の策定趣旨、位置付

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定した。

本市でも東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などによる被害が発生しており、桜川市第2次総合計画にて「安全安心な暮らしのまちづくり」を施策の大綱とし、災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に取り組んでいるところである。

基本計画及び県計画の策定をうけ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、「桜川市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

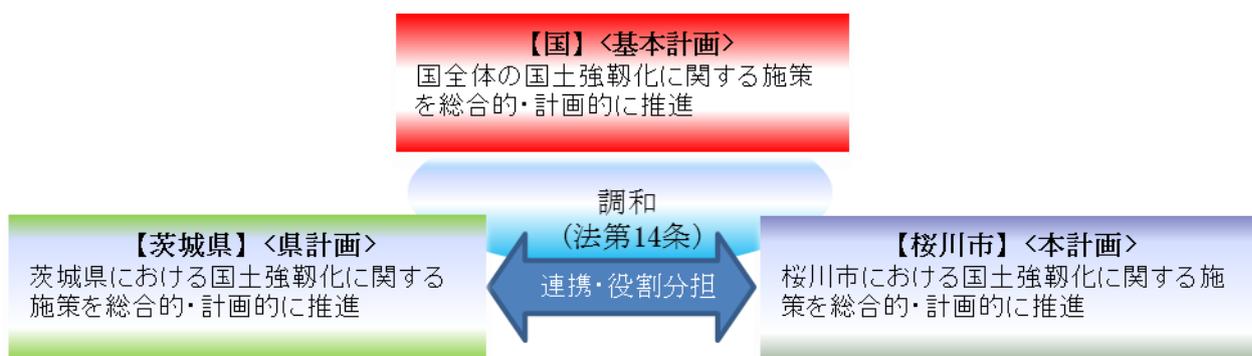
2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の「桜川市総合計画」や「地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の国土強靱化関連部分の指針となるものである。

(2) 国及び県の計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を保つものであり、また、県と市町村が連携して強靱化施策を進めることが有用であるため、本計画は、県における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靱化の更なる効果的な推進を図るといったように県計画と相互に調和を保つものである。

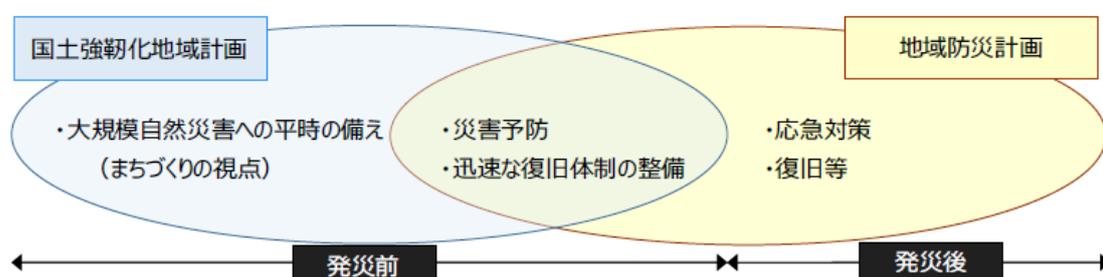


(3) 市地域防災計画との関係

本市における災害への取組みについて定めた計画としては、既に「桜川市地域防災計画」がある。地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となるものである。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。



(4) 計画期間

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「茨城県国土強靱化計画」を踏まえ、7年間とする。

※2019年度（R1）から2025年度（R7）まで

第2章 桜川市における国土強靱化の基本的な考え方

1 本市の概況と災害の記録

(1) 位置と地勢

本市は、総面積 180.06 km²（県内 15 位）であり、首都圏から約 70km 圏内、茨城県の中西部に位置し、北は栃木県真岡市・益子町・茂木町、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯（520m）・富谷山（365m）、東の雨引山（409m）・加波山（709m）・足尾山（627m）から南の筑波山に連なる山々に囲まれている。

平野部は、ほぼ中央を流れる桜川及び、桜川流域の豊かな水資源があるため、低地部には水田が多く、台地部は畑等の農地となっている。また、上野沼、榊箕ヶ池、大池、つくし湖等の湖沼では親水空間として活用されている。

(2) 地質

本市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

(3) 気候

北に高峯や富谷山、東から南にかけて筑波山塊が連なっており、山々に囲まれている。また市の中央部を南北に流れている桜川流域には平野部が広がっているなど地形の変化に富んでいる。気候は比較的温暖で、年間平均気温は、13.5℃、年間平均降水量は 1300 mm 程度である。冬の晴れた日は北西からの冷たい乾いた風が吹き、また朝の冷え込みは県内でも厳しい地域で-10℃以下になることもある。

(4) 社会条件

本市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化し、本格的な少子高齢社会、低成長社会を迎えつつある。また、情報化・国際化、価値観の多様化は急速に進展しており、それに伴い住民の暮らし方も変化している。

こうした社会的・経済的構造の変化によって、本市において発生する災害も過去の災害とは様相を異にし、複雑化と多様化の傾向を示すことが予想される。すなわち、単に自然環境のみから起因するものとして認識されていた災害から、次第に人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきつつある。

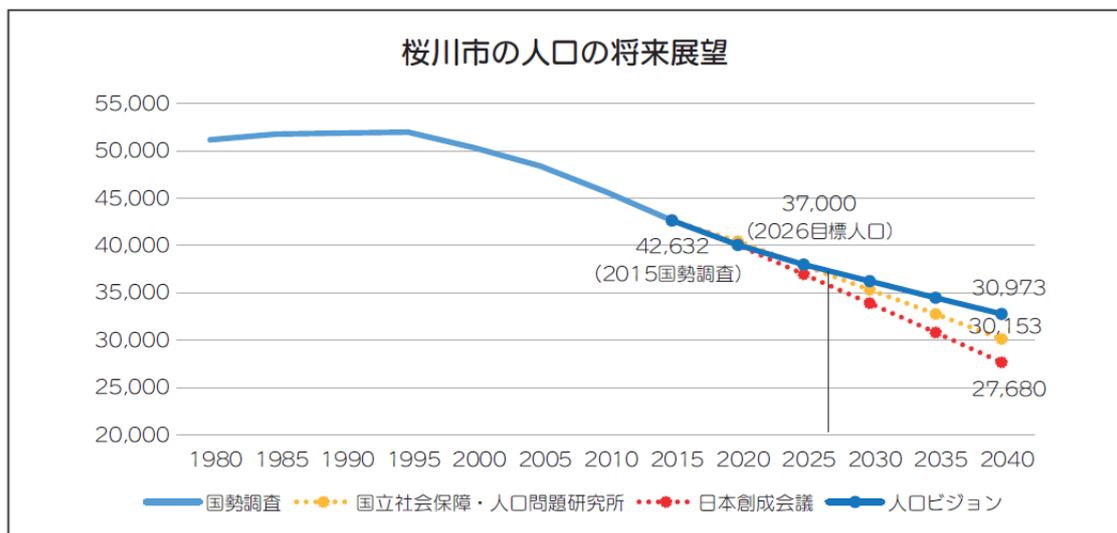
一方、本市は平成 17 年 10 月 1 日に岩瀬町・大和村・真壁町が合併し、「桜川市」としてスタートしており、このような制度的な枠組みの変更も踏まえ、変わりつつある災害に的確に対処していくことが求められている。

(5) 人口

近年、転出数は横ばい傾向で、転入数は年々減少しており、直近 5 か年の転入と転出の差は、平均で約 280 人で、社会減が続いている状況である。

出生数は年々減少しており、2014（平成 26）年は 232 人、2019（令和元年）は 177 人で 23.7% 減少している。一方、死亡数は増加傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。直近 5 年間の出生数と死亡数の差は平均で約 365 人となり、自然減が続いている状況である。

本市の 2040（令和 21）年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013（平成 25）年 3 月推計）」によれば、30,153 人になると推計されている。また、2014（平成 26）年 5 月に日本創成会議が発表した将来推計人口では、現在の減少傾向が続く場合 27,680 人になると推計されている。



（6）産業

本市の産業別就業人口割合は平成 27 年の国勢調査によると第 1 次産業が 7.31%、第 2 次産業が 36.75%、第 3 次産業が 55.94%であり、県全体と比較して第 1 次、2 次産業従事者の割合が高いのが特徴となっている。

（7）災害の記録

本市の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では、死者 1 人、負傷者 8 人の人的被害を含む甚大な被害が発生した。

本市の主な過去の災害

風水害

年 号	種 類	市内の被害状況
令和元年	台風第15号	家屋半壊1棟
令和元年	台風第19号	死者1人、家屋半壊2棟、一部損壊82棟

地震

<東日本大震災>

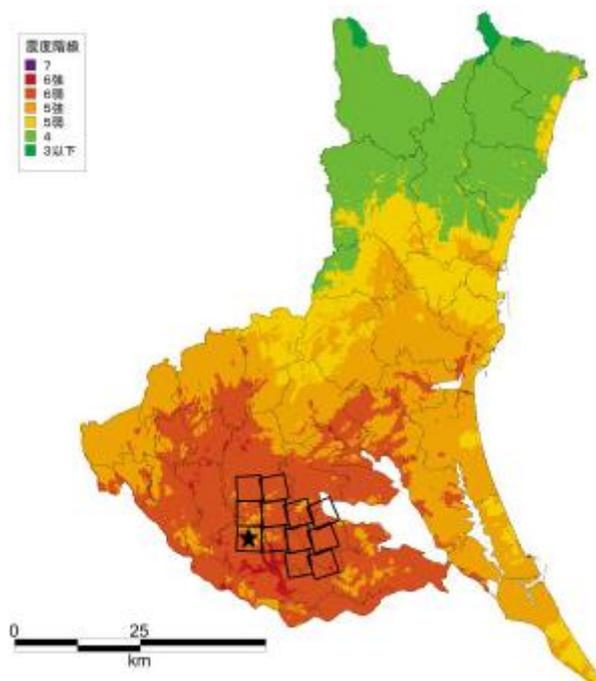
- ・発生日：平成23年3月11日
 - ・震源地：三陸沖
 - ・最大震度：6弱※余震含む マグニチュード9.0
 - ・人的被害：死者1人、負傷者8人
 - ・住家被害：全壊36棟、半壊611棟、一部損壊2,819棟
- (参照：東日本大震災の記録～地震・津波災害編～(茨城県))

<参考>本市における被害想定等

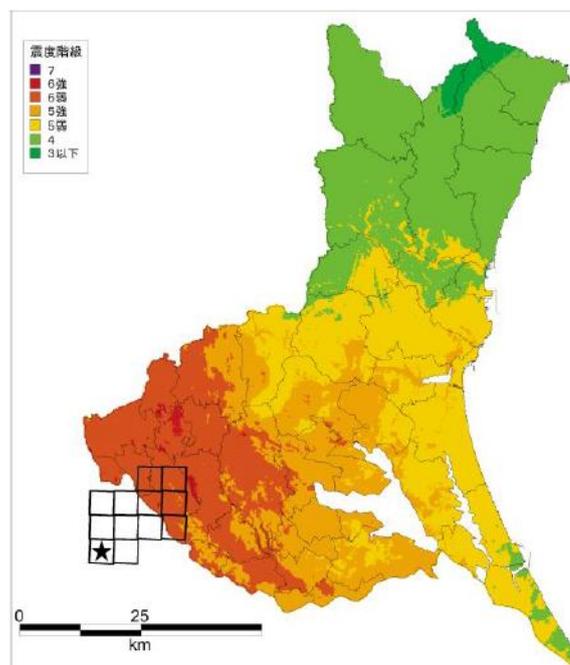
地震

地震想定	地震規模	市内の最大震度
茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	6弱
茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3	5強

(参照：平成30年12月茨城県地震被害想定調査 詳細報告書)



県南部の地震



県境の地震

2 本市における国土強靱化の基本目標

本市においては、平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、平成29

年台風 21 号災害など気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。また、茨城県地震被害想定調査の結果から、本市においても、県南部の地震により最大で震度 6 弱の地震が発生するおそれがあることが明らかになっている。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、市では、地域防災計画の見直しなど様々な対策を進めてきたところであるが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要となっている。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

このようなことから、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指していく。

本市の強靱化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における 4 つの基本目標を踏まえて、次の 4 つを基本目標に位置づけ、「桜川市第 2 次総合計画」のまちづくりの理念である「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」の実現に向け、関連施策を推進する。

【基本目標】

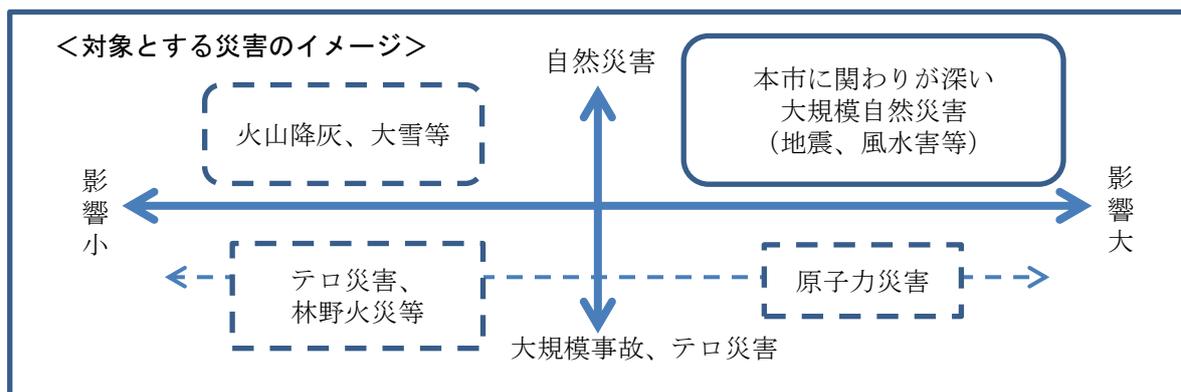
- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

3 計画の対象とする災害

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、他市町村、周辺都県との連携の中で考慮していく。

また、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国の基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討する。



4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本県の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めていく。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

○「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと

人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つものとする。

○関係団体との連携体制の構築

本市の強靱化に向け、国、県、近隣市町村、地域事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

○インフラの老朽化への対応

高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。

○人のつながりやコミュニティ機能の向上

平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図っていく。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 多層的な取組

○複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組んでいく。

○平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫していく。

○ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組

想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めていく。

イ 各主体の連携

○広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、県や近隣自治体との相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

○民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化していく。

ウ 人づくり

○防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図っていく。

エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進していく。

第3章 脆弱性評価

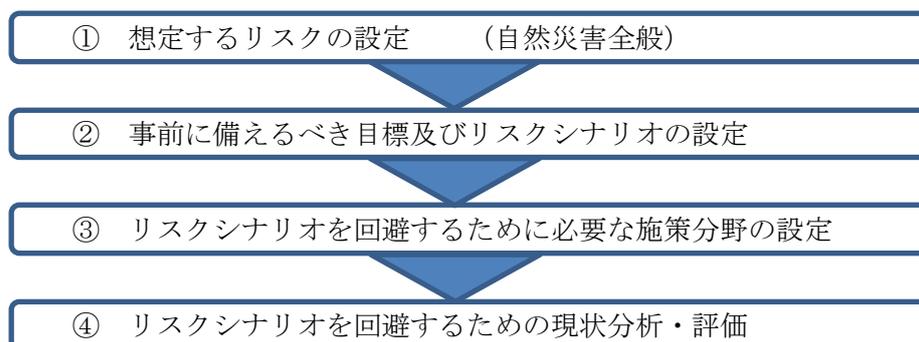
1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備える

べき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定するものである。



2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、45の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、8つの事前に備えるべき目標と37のリスクシナリオを次のとおり設定した。

【参考】国のリスクシナリオから、本市では採用しなかった又は統合したリスクシナリオ

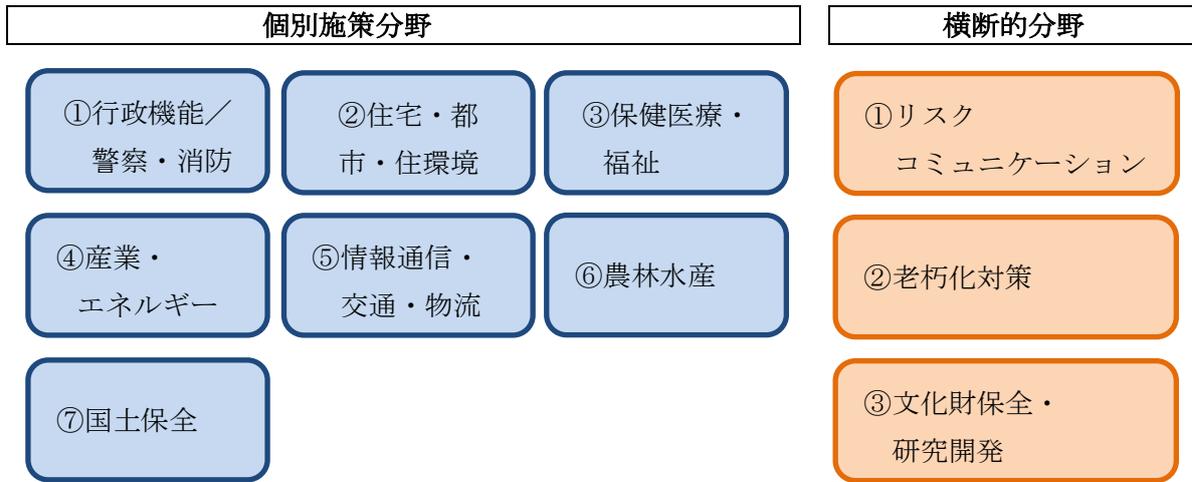
国のリスクシナリオ		本市のリスクシナリオ等	
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	—	本市は海に面していないため該当しない
3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全	—	今後、関東地方における首都圏のバックアップ機能を検討していくため、当面、採用を見送る。
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が到達できない事態	—	郵便事業に関し、該当する市施策がないため、当面、採用を見送る
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上ネットワークの機能停止	—	※本県の特徴のひとつである広域交通ネットワークの形成を勘案し、5-4として統合
5-6	複数空港の同時被災	—	
5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	—	金融事業に関し、該当する市施策がないため、当面、採用を見送る
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	—	※該当施策が重複するため、統合
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	—	本市は海に面していないため該当しない

※ 上記以外の国のリスクシナリオについては、本市においても概ね同様に設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	不特定多数が集まる建物・交通施設等の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-5	学校施設・教育保育施設の倒壊・災害の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの長期停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による桜川市経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画においては、12の個別施策分野と3つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、7の個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。



【参考】国の個別施策分野から、本市では採用しなかった又は統合した個別施策分野

国の個別施策分野	本市の個別施策分野	統合等の理由
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境	市施策において、環境、土地利用分野と関連が深いため統合
④エネルギー	④産業・エネルギー	市施策において、産業構造分野と関連が深いため統合
⑤金融	(採用見送り)	該当する市施策がないため、当面、採用を見送る。
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流	市施策において、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑦産業構造	(④へ統合)	市施策において、エネルギー分野との関連が深いため統合
⑧交通・物流	(⑤へ統合)	市施策において、情報通信分野と関連が深いため統合
⑪環境	(②へ統合)	市施策において、住宅・都市分野との関連が深いため統合
⑫土地利用（国土利用）	(②へ統合)	

※ 国の個別施策分野のうち、①行政機能／警察・消防等、③保健医療・福祉、⑨農林水産、⑩国土保全是、本市においても同様に設定

4 脆弱性評価の実施

37 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

5 脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既の実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況である。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

(2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

(3) リスクシナリオごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおり。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおり。

第4章 本市における国土強靱化の推進方針

1 個別施策分野の推進方針

※施策の末尾に、当該施策が位置付けられている計画名を略称により示す。

【凡例】	防災 地震	桜川市地域防災計画（地震災害対策計画編）
	防災 風水害	桜川市地域防災計画（風水害等対策計画編）
	総合	桜川市第2次総合計画
	ヤマ	桜川市ヤマザクラ保全活用計画
	公共	桜川市公共施設等総合管理計画
	避難	桜川市避難行動要支援者避難行動計画

① 行政機能／警察・消防等

<行政機能>

（市の防災拠点機能の確保）リスクシナリオ1－2〔防災 地震〕〔総合〕

- 災害時の避難所となる学校施設等は耐震化が済んでいるが、市庁舎については耐震化を行う。また、住民の安全を考え老朽化した施設の維持管理、改修に努める。
- 新庁舎建設を計画するにあたっては、防災の拠点となるような適切な位置、規模の確保を図る。

（業務継続体制の整備）リスクシナリオ3－3

- 市民の生命及び財産を守ることは、市政に課せられた責務である。いかなる大規模自然災害発生時においても必要最小限な機能維持に努める。

（災害情報の収集、伝達体制の確保）リスクシナリオ1－4、4－1、4－2、7－6

〔防災 地震〕

- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制を築く。

（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）リスクシナリオ2－1、2－5〔防災 地震〕

- 大規模災害発生時には応急復旧に必要な資機材等が不足することが懸念されるので、資機材を備蓄し定期的に点検、整備を行うとともに近隣市町村との相互応援体制を図る。
- 避難が長期化する大規模災害発生の際には多くの方が避難することになるため、食料等生活必需品等の備蓄数量を計画的に確保する。また災害時には避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるので応急トイレの整備を行う。
- 避難が長期化し市の備蓄数ではまかないきれないことを考慮し、民間の流通企業との物資提供について協定に基づく安定的な物資提供に努める。

数値目標

桜川市備蓄食料数 非常食 4,000 食 (R1) →非常食 12,000 食 (R5) 【防災課】
飲料水 6,000 本 (R1) →飲料水 16,000 本 (R5) 【防災課】

(広域連携体制の整備) リスクシナリオ 1-1、1-3、2-3、3-1 [防災 地震]

[防災 風水害] [総合]

- 災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平常時より十分に整えておく。
- 関係医療機関との連携のもとに広域消防との救急体制通信連絡体制を図る。救命率向上のため高規格救急車の導入救急救命士の要請などを促進する。
- 大規模災害発生には、救助、救急活動の不足が懸念される。それらを防ぐため災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れる受援計画等円滑な活動する体制を整備する。また、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いので広域的に災害警備活動の強化が必要であることから、応援要請等について県に働きかける。
- 土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力で事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切な措置が行われるよう整備しておく。
- 市、警察、消防機関は平常時より防災関係情報の収集、蓄積に努め、災害発生の危険性のある地域把握するなど情報の共有を図る。
- 広域消防と連携し、必要な消防職員と技術の向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の強化を図る。
- 災害対応においては「自助・共助・公助」の共助が重要であることから自主防災組織の結成充実を促進する。

数値目標

自主防災組織結成地区数 93 地区 (R1) → 98 地区 (R5) 【防災課】

消防団員数 535 人 (R1) → 550 人 (R5) 【防災課】

(施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保) リスクシナリオ 6-4 [防災 地震]

[防災 風水害]

- 災害救助・救命資機材については消防、警察、県が中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は市と関係機関とで協議し整備・備蓄に努める。
- 災害が発生した場合、民間企業等が地域の自主防災組織等と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力体制の確立と強化を図る。

<警察・消防等>

(警察・消防等の防災拠点機能の確保) リスクシナリオ 2-3、7-1、7-2

[防災 地震]

- 消防設備においては複雑多様化する災害に対応し、大規模災害に備え効果的な活動ができるよう充実強化に努める。
- 災害現場においては、情報の伝達を迅速的確に行わなければならないので消防通信施設

整備の充実を図る。また、医療機関警察等との連携を密にしながら連絡体制を整備する。

○災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、100%(H27)である。学校施設等は、大規模災害時に地域住民の安全を確保するための避難所となるなど重要な役割を担うため、継続した維持管理に努める。

<学校施設・教育保育施設の倒壊・災害の発生>

(学校施設の機能強化) リスクシナリオ 1-5

○学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要である。学校施設ごとに避難所として求めるべき役割・備えるべき機能・施設を明確化し、優先順位をつけて整備する。

(学校施設の耐震化) リスクシナリオ 1-5

○学校施設は大規模災害時に重要な役割を果たす避難所に利用されることから、耐震化を維持する。

(学校施設の老朽化対策) リスクシナリオ 1-5

○校舎・園舎等の老朽化が進み、修繕を必要とする箇所が多岐にわたり、増えている。学校施設における児童生徒の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な修繕、改修による長寿命化を図り、安全性、快適性の高い学校施設を確保していく。

※文部科学省 学校施設環境改善交付金等を活用

※やまと認定こども園はR5の洪水ハザードマップにより、浸水想定区域になっていることから、園舎を移設し児童の安全を確保する。

(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育) リスクシナリオ 1-5

○児童・生徒及び教職員に対する防災教育や地震・火災を想定して地域や防災機関と連携した避難訓練、保護者への引き渡し訓練を引き続き実施する。

数値目標

桜川市立小学校・中学校・義務教育学校の耐震化率：100% (H27～現状維持)

【学校教育課】

桜川市立小学校・中学校・義務教育学校における地震・火災を想定した避難訓練の実施率：100% (H27～現状維持) 【学校教育課】

(地域防災力の強化) リスクシナリオ 8-2、8-3 [防災 地震 風水害]

○地域の防災力を高めるために自主防災組織の結成、育成を推進していく。

○自主防災組織の育成を推進し、建設業団体との協定により速やかに復旧がなされるよう体制を整えておく。

○火災予防週間などにおいては積極的に市民に対する防火の意識づけを図り、平常時より火災に対しては未然防止に努める。

○自主防災組織の育成、消防団の充実強化をはかる。

- 大規模災害時等は、消火栓が使えなくなったり消防車両の到着が遅れたりすることも想定されるので、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。
- 自分の生命財産は自分で守るといった自助の考えについて、一人ひとりが緊急時に正しい判断で行動ができるよう防災意識の高揚に努める。

数値目標

市民防災士登録者数 0人 (R1) → 200人 (R5) 【防災課】

防災ボランティア (桜川 BB) 登録者数 0人 (R1) → 120人 (R5) 【防災課】

(交通事故等の回避対策) リスクシナリオ 3-2

- 警察及び関係機関の指示のもと、民間交通指導員による避難誘導や交通整理等で警察の補助員として、対応できるよう組織化する。

② 住宅・都市・住環境

(住宅、建築物等の耐震化) リスクシナリオ 1-1、7-2 [防災 地震]

- 既存建築物の耐震診断・耐震改修の所有者等への指導等

市は県と連携し、特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

- 住宅の耐震化の促進

市は県と連携し、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した事業を実施することにより耐震化を推進する。

- 危険ブロック塀等の除却・改修促進

通学路危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止し、児童・生徒の生命の安全を確保するため、通学路危険ブロック塀等の除却・改修を促進する。

- 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

政府系統資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

※新耐震基準

震度5強程度の地震でほとんど損傷するおそれがなく、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊するおそれがない強度を求めるための基準で、昭和56年6月1日以降に建築した建築物に適用されるもの。

数値目標

通学路危険ブロック塀数 58件 (H30) → 0件 (R5) 【都市整備課】

(市街地整備等) リスクシナリオ 1-1 [防災 地震]

- 市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を推進する。
- 住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等は、災害が発生すれば現場到着が遅れ救護等に支障がでるおそれがあるため、常に迅速、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図るものとする。

(防火対策) リスクシナリオ 1-1、7-1、7-5 [防災 地震 風水害]

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。
- 道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。
- 公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進する。
- 建造物の災害対策の重点は、火災予防にある。このために、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。
- 文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する。
- 林野火災予防のために関係機関と連携して、林野火災の多い時期には特に注意喚起をする。
- 林野周辺住民や登山者等への防火意識の向上を図るため、広報活動や林野防衛訓練を継続して行う。
- 防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。
- 消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催するなど防火管理体制の充実を図る。

数値目標

市道改良率：34.8% (H30) → 35.5% (R5) 【建設課】

特定建築物の耐震化率：84.8% → 95.0% (R5) 【都市整備課】

(上下水道施設の耐震化等) リスクシナリオ 1-2、2-7、6-2、6-3 [防災 地震]

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、基幹管路等水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に促進する。
- 下水道施設の下水道 BCP は、策定率（簡易版）は、100%であるが、災害時における対応訓練を重ねながら継続的に見直し、内容の充実を図る。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策や耐震化を着実に推進する。
- 下水道施設の老朽化対策としての長寿命化計画に基づき、施設の改築更新及び長寿命化対策工事を進める。

- 地震などの災害に強いとされている浄化槽について、使用者による適切な維持管理と老朽化した浄化槽の更新を促す。

数値目標

有収率 68.9% (H27) →71.5% (R3) 【水道課】

(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止) リスクシナリオ 1-4

- 各世帯各家庭における食糧等生活必需品の備蓄量の確保を促進する。
- 災害発生時には被災者に対し飲料水等を速やかに供給するためには備蓄数量を計画的に確保することや事業者等との協定に基づく流通備蓄活用する。

(老朽・空き家対策) リスクシナリオ 7-2

- 犯罪の温床となる恐れのある空き家については、所有者に対して適正管理の要請に努める。
- 適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行う。
- 所有者の高齢化が顕著な登録文化財などで伝統的建造物の空き家化を制御するために、今後の維持管理を有効に行うための仕組みづくりを検討する。
- 新たな空き家をつくらないために、将来空き家となる状況下にある独居老人などに対し、福祉部門等と連携した対策など、利活用以外の空き家化防止対策を検討する。

(災害廃棄物対策) リスクシナリオ 8-1 [防災 地震]

- 膨大な量の災害廃棄物が発生するため市内複数個所に仮置場を確保し、必要な重機、運搬車両など、災害廃棄物を可能な限り迅速に処理するための処理方策として、桜川市災害廃棄物処理計画を策定する。

(自然災害を考慮した土地利用等) リスクシナリオ 1-2、1-3、8-5

- 災害の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。

③ 保健医療・福祉

(医療救護施設等の機能強化) リスクシナリオ 2-4、2-6 [防災 風水害]

- 医療救護施設等は、大規模地震等により災害時医療の中核としての機能を果たすため、耐震化を着実に推進する。
- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

(医療救護活動の体制強化) リスクシナリオ 2-6 [防災 地震]

- 災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。医療関係団体は、市

が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携に努める。

数値目標

市立病院の耐震化率：100%（H30～現状維持）【健康推進課】

（地域の医療機関の連携）リスクシナリオ 2-6

○広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する。

（医薬品等の供給体制の整備）リスクシナリオ 2-6

○緊急時における医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える。

（避難行動要支援者対策）リスクシナリオ 1-4、8-3〔防災 地震 風水害〕〔避難〕

○災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるように避難所所在地の周知徹底を図るとともに、拠点避難所、福祉避難所の設置を検討し、必要な案内看板等の設置を進める。

○避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する。

○路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。

○市や行政区においては、自主防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画及び個別計画）に基づき、平常時から円滑な支援体制を確立する。

○学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童、生徒の安全及び教育の確保をする。

（感染症等二次的な疾病予防対策）リスクシナリオ 2-7〔防災 風水害〕

○医師、看護師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

○高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

- エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- 避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における感染症予防活動を実施する。
- 被災によって生ずるPTSD（Post-traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害）を発症（示していた）した者（被災者）及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、県精神保健福祉センター及び筑西保健所に設置された心の救護所と連携し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。
- 被災した児童に対して精神的症状がみられるときはボランティア等の支援を得ながら精神的ケアを行うとともに医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者にも十分配慮し、また、情報入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

数値目標

予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率：麻しん・風しん 1期95.1%、2期97.0%（H30） → 95.0%以上（R5）【健康推進課】
 高齢者インフルエンザ予防接種率 60.4% → 95.0%（R5）

④ 産業・エネルギー

<産業>

（県内事業者における事業継続計画：BCPの普及啓発）リスクシナリオ5-1、7-4
 [防災 地震]

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市HPで公開することで、BCPの普及啓発を図る。
- 発災時における有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める。

（事業者への融資制度の整備）リスクシナリオ5-1 [防災 風水害]

- 中小企業者の災害予防対策のための資金調達の円滑化を支援するなど、中小企業の災害予防対策を促進する必要がある。また、発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から市融資制度に災害対策融資を設定する。

<エネルギー>

（ライフラインの災害対応力強化・早期復旧）リスクシナリオ5-2、5-3、6-1
 [防災 地震]

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備促進をする。
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、

上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る。

(大規模災害発生時の緊急給油対策) リスクシナリオ 2-4 [防災 地震]

○災害発生時には、給油できる給油所が限られる可能性もあることから、石油業組合との協定により必要な車両、施設へは優先的に給油できるので、連絡体制を整える。

(エネルギーの供給源の安定化) リスクシナリオ 4-1、6-1

○災害発生時の停電を回避するため、公共施設、福祉施設等の避難所における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図る。長期にわたる電気供給の途絶に備えるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る。

○電力供給停止が長期にならぬように、道路の無電柱化、土砂災害警戒区域の防災対策を推進する。

⑤ 情報通信・交通・物流

<情報通信>

(情報通信ネットワークの整備) リスクシナリオ 1-4 [防災 風水害]

○防災行政無線については整備が済んでいるが、適正な運用を保つため、維持管理に努める。

○公共施設個別施設計画を策定する中で、電気設備についても、現地調査を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る。

(災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ 1-2、1-4、4-1、4-2、7-6 [防災 地震]

○関係機関による巡回や行政区区長等からの報告により情報を得られることもあるが、必要に応じ県の防災ヘリを要請することやドローンによる偵察も行なう。

○全国瞬時警報システム(Jアラート)自動起動装置や防災行政無線のデジタル化の整備等、市民への情報の確実迅速な提供手段の多様化が進められるようそれらを推進する。

○タイムライン(防災行動計画)を作成する。

○区長を通じ直接情報を伝達することもあるため、自主防災組織の育成に努める。

○テレビ及びラジオ放送が中断した場合、それにかわるものとしてLアラートや緊急メールを導入している。住民等への情報伝達手段として、防災行政無線等の活用を促進し、緊急速報メールなども適切な運用をしなければならないが、防災アプリも導入し災害情報を確実に伝える。

○災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じ発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。

○住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール等様々な媒体の活用を促

進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える。

<交通・物流>

(道路等の防災・減災対策及び耐震化) リスクシナリオ 1-1、2-1、5-4、6-4

[防災 風水害]

- 国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。
- 幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。
- 橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。
- 災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、防災計画の定めるところにより実施する。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。
- 道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランスなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策に努める。

数値目標

橋梁点検箇所：370 橋 (H30) → 370 橋 (R1～R5) 【建設課】

橋梁修繕工事：12 橋 (R1) → 49 橋 (R5) 【建設課】

(緊急輸送体制の整備) リスクシナリオ 1-1、2-1、6-4、8-4 [防災 地震]

[防災 風水害]

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。
- 市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署）、輸送拠点（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート物資集積場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。
- 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。
- 行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図る。

数値目標

国道 50 号線 4 車線化率： 37.8% (R1) → 47.8% (R5) 【建設課】

(緊急輸送路の整備) リスクシナリオ 5-4 [防災 風水害]

- 人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。
指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

(孤立可能性地区における対策の推進) リスクシナリオ 2-2 [防災 地震 風水害]

- 道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。
- 道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。また、把握に当たっては、過去の災害での事例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。
- 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- 孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。

⑥ 農林水産

(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化) リスクシナリオ 1-3、5-5、7-3

[防災 風水害]

- 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) リスクシナリオ 7-5 [防災 風水害]

- 災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の長寿命化計画の策定や機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
- 森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど総合的かつ効果的な治山対策を推進する。

(農林道等の整備) リスクシナリオ 5-5

- 災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる

農道や林道を把握し、整備を促進する。

⑦ 国土保全

(河川改修等の治水対策) リスクシナリオ 1-2 [防災 風水害]

- 洪水による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。
- 桜川沿岸 150ha、観音川沿岸 50ha は 150mm 以上の降雨の際は流域一帯が冠水し農作物等の被害を被るので、その未然防止対策として下記の対策を講じることとする。
 - (1) 桜川の曲部改修工事の促進を要請するとともに、常時降雨量と気象情報に注意を払い防災無線・広報車等により事前指導する。
 - (2) 観音川については、真壁地区、大和地区は土地改良事業等により、被害防止対策をはかるとともに河川改修の促進を要請する。

数値目標

普通河川改修箇所：1 箇所 (R1) → 2 箇所 (R5) 【建設課】

(総合的な土砂災害対策の推進) リスクシナリオ 1-3 [防災 地震] [ヤマ]

- 急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する。
- 土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し、市民に広報周知を図る。
- 地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性があり、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。
- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めながら、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者の育成、土砂災害対策等も含めた技術研修など人材育成に取り組む。

数値目標

山桜の保全活用に関わる人材育成数 0 人 (R1) → 20 人 (R5) 【ヤマザクラ課】

(土砂災害防止施設等の長寿命化対策) リスクシナリオ 1-3 [防災 風水害]

- 土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

2 横断的分野の推進方針

① リスクコミュニケーション分野

(自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等) [防災 風水害]

- 「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。
- ハザードマップの周知など市民へ災害に関する情報を積極的に提供し、防災に対する意識の向上を図る。
- 小中学校の総合学習等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

(地域防災力の強化) [総合]

- 土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。また、都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努める。
- 人口の約 75% が暮らしている市街化調整区域では、土地利用規制のために地域コミュニティの衰退が進行し、都市計画制度の見直しが求められているため、計画的な土地利用を推進し、市民が主体のまちづくりを支援する。

(災害情報の収集、伝達体制の確保) [防災 地震 風水害]

- 区長を通じ直接情報を伝達するため、自主防災組織の育成に努める。
- テレビ及びラジオ放送が中断した場合、それにかわるものとしてLアラートや緊急メールを導入している。住民等への情報伝達手段として、防災行政無線等の活用を促進し、緊急速報メールなども適切な運用をしなければならないが、防災アプリを導入し災害情報を確実に伝える。
- 避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者登録者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- 情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリ及びドローンなどによる偵察、巡回により、情報の収集に努める。

(災害時における外国人の安全確保) [防災 風水害]

- 語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

○警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

〔液状化等の危険度情報の提供〕〔防災〕〔地震被害〕

○本県における地震防災対策を進める上で基本となる地震被害想定について検討を進めており、液状化想定対象とした微地形区分などのデータを基に、液状化の危険度が分かる液状化危険度マップを作成することにより、地域ごとの災害リスクを明らかにし、県民の液状化に係る意識の啓発を図る。

② 老朽化対策分野

〔公共施設等の長寿命化対策〕〔公共〕

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、限られた財源の中、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、桜川市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する。
- 庁舎や学校、道路、上下水道、市営住宅など施設類型ごとに個別施設計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。
- 施設の適正な規模・機能等を検討し、施設の集約化等による資産総量の適正化に取り組むとともに、民間活力の導入による維持管理コストの削減など資産の有効活用を推進する。

数値目標

桜川市公営住宅長寿命化計画 改修棟数 11 棟 (R1) → 18 棟 (R10) 【都市整備課】

③ 文化財保全・研究分野

〔保存活用〕〔ヤマ〕

- 所有者の高齢化が顕著な登録文化財などで伝統的建造物の空き家化を制御するために、今後の維持管理を有効に行うための仕組みづくりを検討する。
- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めながら、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者の育成、土砂災害対策等も含めた技術研修など人材育成に取り組んでいく。
- 地域の担い手のほか、市民、企業、専門家、NPO等、多様な主体の参加による土地利用や山桜や里山保全活用を推進し、土地所有者や行政区などの地域の主導的な環境整備や管理に対して支援を行いながら、自主的・継続的な取り組みを促進する。

数値目標

リーダー育成者数 0 人 (R1) → 20 人 (R5) 【ヤマザクラ課】

(官学連携機関や樹木診断専門家との連携強化)〔ヤマ〕

○文化財指定地のサクラについて、茨城県立真壁高等学校と連携し樹木診断を行うとともに、専門家との連携を図りながら倒木や枯死の危険性のある樹木の特定や「名勝・天然記念物のサクラ年間管理計画」による樹勢回復や植栽環境改善作業に取り組む必要がある。

数値目標

樹木診断、植栽環境改善作業（毎年度実施）

1件（R1）→ 1件（R5）【ヤマザクラ課】

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和元年度から令和7年度まで、以降は概ね5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

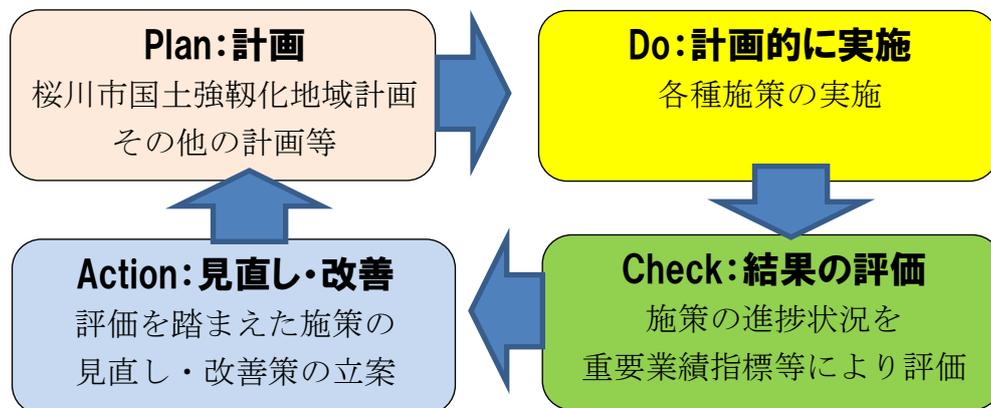
このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

3 施策の推進と重点化

(1) 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱な桜川市づくりを進めていく。



(2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

国の基本計画においては、45 のリスクシナリオごとに、事態回避のためのプログラムを策定し、その中から、15 の重点化すべきプログラムを選定している。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本市の特色等を勘案し、37 のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策定している。これら 37 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、以下に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、12 の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など市外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

< リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム） >

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	不特定多数が集まる建物・交通施設等の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-5	学校施設の倒壊・災害の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（３）プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、市の部局等横断的な施策群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではない。

このため、県や関係する部局等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

4 個別施策事業

国土強靱化を進めるため、個別施策事業を別に定める。